

財産ドックでは、セミナーや個別相談を開催するだけでなく、大切なお客様に物心豊かな生活を送っていただけるよう、お役立ち情報をお届けしたいという思いから、“ドック通信”を発行しております。相続や遺言・不動産についての情報はもちろん、今後も幅広い情報をお届けできたらと考えています。

今回は、認知症になる前にとっておくべき対策についてお伝えします。

財産ドック アドバイザー 早川めぐみ

2025年 高齢者の5人に1人が認知症に！？

平成29年度高齢者白書によると、2025年には高齢者人口の20% つまり5人に1人が認知症になるという推計があります。認知症の要因は加齢にあることから、超高齢社会で暮らす私たち誰もが認知症になる可能性があることを前号でお伝えしました。

認知症になってしまった後、家族が困るのでは、、、と心配な方は、ぜひ任意後見制度・民事信託（家族信託）の活用をご検討ください。

任意後見制度

認知症等で判断能力が低下したときに備えて、事前に財産の管理を第三者に任せる契約をしておけるのが任意後見制度です。裁判所の審判によって選出される法定後見人とは異なり、被後見人の意思で後見人を選出し、後見人に財産の管理を託すことができます。

しかし、被後見人の財産保護に主眼を置くため、被後見人や周囲の希望とは関係なく、「被後見人にとって最低限必要な支出」しか認められません。例えば、将来の相続を見越して生前贈与や財産を整理・処分することは、基本的に認められません。

任意後見契約は公正証書により締結します。本人の判断能力が衰えた際に任意後見人になることを引き受けた人や親族等が、家庭裁判所に対し、「任意後見監督人」を選出してほしい旨の申し立てをします。そして、「任意後見監督人」が選任されたときから、任意後見受任者は、「任意後見人」として契約に定められた仕事を開始することになります。

支えるべき家族が近くにいれば、預貯金等の財産管理や不動産、賃貸物件の管理、さらには入院手続きなども含めて、家族としてある程度現実的な対応は可能なため、必ずしも成年後見制度の利用が必要とはいえ、利用する人が少ないのが現状です。

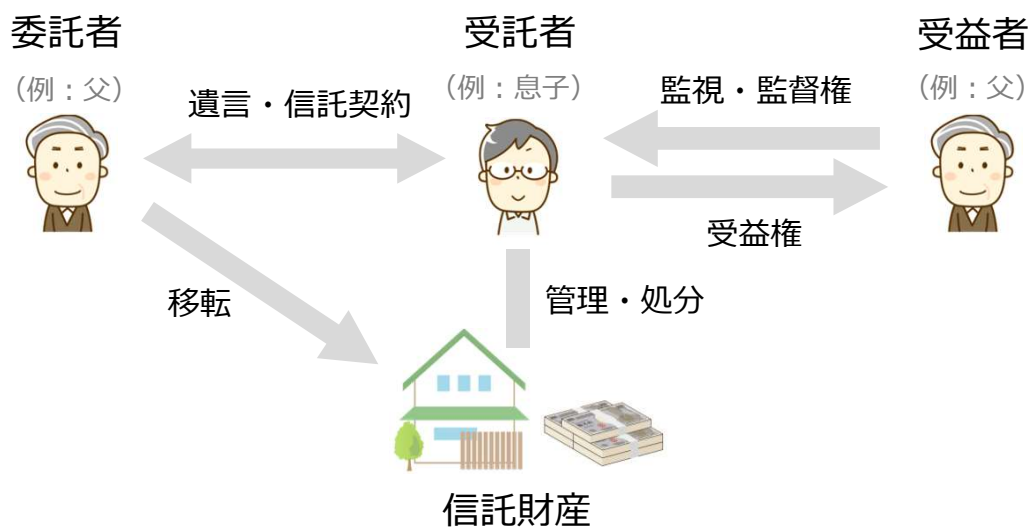


裏面もご覧ください。

民事信託（家族信託）

自分の財産を「誰に」「どのような目的で」「いつ」渡すかということ、認知症になる前の元気なうちに契約します。そして、財産管理をする権利を「信頼できる相手」に移し、将来その契約を確実に実行させていくことを取り決めします。

仕組みはシンプルです。財産を持っている人を「委託者」と呼び、管理を任せる、つまり託す財産のことを「信託財産」といいます。その「信託財産」を実際に管理してもらう人のことを「受託者」といいます。そして、その財産から得られる収益を得る人のことを「受益者」と呼びます。家族信託の構造は、基本的にこの三者構造で成り立っています。



家族信託では、1つの信託契約の中に「委任契約」「成年後見制度」「遺言」の各機能を盛り込めることが最大のメリットと言えます。契約締結とともに委託者は財産管理を受託者に委ねることになります。その後、委託者が病気や事故、認知症等で判断能力を喪失したとしても、一切影響を受けずに受託者による財産管理が遂行できるため、成年後見制度の後見人による財産管理の必要がなくなる可能性があります。

また、最終的に委託者の相続が起きた後、誰にどのような財産を遺すといった遺言で書くべきところを信託契約で遺しておくことで、託していた財産の承継先が指定できるため、遺言の機能も持っていると言えます。しかし、信託しなかった財産については法律に沿って遺産分割協議を行う必要があったり、遺留分請求を排除することはできないなど万能ではありません。メリット・デメリットをしっかりと理解しておくことが必要です。

**財産ドックでは、もめることなく財産を次世代に引き継いでいけるよう
お客様のご意思を確認し、各対策をご提案させていただきます。**

